

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 freeeセゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス®・カード特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がフリー株式会社(以下「フリー」という)及びその子会社であるフリーファイナンスラボ株式会社(以下「FFL」という)と提携して発行するfreeeセゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス®・カード(以下「本カード」という)の会員(以下「本会員」という)の個人情報取扱いについては、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

第2条(当社からフリーへの個人情報の提供・利用)

本会員は、本会員がフリーの提供する会計フリーの会員の場合、当社が本会員の下記個人情報を、保護措置を講じた上でフリーに提供し、フリーが下記の利用目的で収集・利用することに同意します。

[利用目的]

フリーにおける会員管理のため

[提供・利用する個人情報]

- (1)本カードの申込の事実、審査結果(但し、その理由は除く)
- (2)本カードの契約年月日
- (3)本カードの有効期限及び変更後の有効期限
- (4)本カードが無効になった事実(但し、その理由は除く)
- (5)本カードの会員資格を喪失した事実(但し、その理由は除く)

第3条(フリーから当社への個人情報の提供・利用)

本会員は、本会員がフリーの提供する会計フリーの会員の場合、フリーが本会員の下記個人情報を、保護措置を講じた上で当社に提供し、当社が下記の利用目的で収集・利用することに同意します。

[利用目的]

本カードの与信判断及び与信後の管理のため

[提供・利用する個人情報]

- (1)損益計算書、貸借対照表
- (2)口座入出金情報

第4条(問い合わせ窓口)

1.フリーが保有する第2条の本会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記連絡先までお願いします。

freee株式会社

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-8-1 五反田ファーストビル 9F

freee@freee.co.jp

2.当社が保有する第3条の本会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記連絡先までお願いします。

株式会社クレディセゾン インフォメーションセンター

住所:〒165-8555 東京都中野区江原町1-13-22

電話番号:03-5996-1111

第5条(合意管轄裁判所)

本会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第6条(特約の変更)

本特約は当社、フリー及びFFL所定の手続きにより変更する場合があります。

freeセゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス[®]・カード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がフリー株式会社及びその子会社であるフリーファイナンスラボ株式会社と提携して発行するクレジットカードをfreeセゾンプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス[®]・カード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

法人の代表者または個人事業主の方が、本特約とセゾンカード規約(以下「セゾンカード規約」という)(セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード特則含む)を承認し本カードのご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第4条(追加カード)

セゾンカード規約第1条(カードの発行)(2)を次の通りとします。
(2) 本会員のご家族又は本会員が代表者を務める法人の役員もしくは従業員のうち、本会員が、セゾンカード規約及び本特約に基づき生じる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ、本会員の代理人として当社にカード利用のお申込みをされ、当社がご利用を承諾した方(以下「追加会員」といい、本会員との総称を「会員」という)に追加カードを発行いたします。この場合、セゾンカード規約における「家族会員」及び「家族カード」は、それぞれ「追加会員」及び「追加カード」と読み替えるものとします。

第5条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは本会員のみ利用できるものとします。

第6条(特約の変更)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。